

業務方法書の一部改正について

1 業務方法書（平成16年5月6日通知）

（下線部変更）

新	旧
<p>(承認の基準等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 <u>当社は、特定承継金融機関等（預金保険法（昭和46年法律第34号。以下「預保法」という。）第126条の34第3項第5号に定める特定承継金融機関等をいう。以下同じ。）である資格取得申請者に対しては、前項の規定にかかわらず、清算資格の取得の承認を行うことができるものとする。</u></p> <p>3 <u>前2項の承認は、清算資格を取得すべき期日を指定して行う。</u></p> <p>4 <u>当社は、第1項又は第2項の規定により清算資格の取得を承認したときは、その旨を当該資格取得申請者及びDVP参加者に通知するものとする。</u></p> <p>(清算資格の取得手続の履行)</p> <p>第11条 当社は、前条第1項<u>又は第2項</u>の規定により清算資格の取得の承認を行ったときは、<u>次に掲げる日までに、資格取得申請者をして、参加者基金の預託その他当社が定める清算資格の取得手続を履行させるものとする。</u></p> <p>(1) <u>前条第1項の規定により承認を行ったとき 同条第3項の規定により当社が指定した期日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）</u></p> <p>(2) <u>前条第2項の規定により承認を行ったとき 当社が定める日</u></p> <p>2 資格取得申請者<u>（前条第1項の規定により承認を行った資格取得申請</u></p>	<p>(承認の基準等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項の承認は、清算資格を取得すべき期日を指定して行う。</p> <p>3 当社は、第1項の規定により清算資格の取得を承認したときは、その旨を当該資格取得申請者及びDVP参加者に通知するものとする。</p> <p>(清算資格の取得手続の履行)</p> <p>第11条 当社は、前条第1項の規定により清算資格の取得の承認を行ったときは、<u>同条第2項の規定により当社が指定した期日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）までに、資格取得申請者をして、参加者基金の預託その他当社が定める清算資格の取得手続を履行させるものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 資格取得申請者が<u>前条第2項の規定により当社が指定した期日の前</u></p>

者に限る。)が前項第1号に規定する日までに、前項本文の手続を履行しないときは、その資格取得申請を取り下げたものとみなす。

3 第1項に規定する資格取得申請者については、前条第3項の規定により当社が指定した期日の前日まで DVP 参加者とみなして、第17条、第18条、第21条第2項、第39条、第39条の2、第41条、第43条（第1項第1号を除く。）、第50条（第2項中の受入予定証券完了請求に係る部分を除く。）、第7章（第54条を除く。）、第8章、第11章（第72条第1項第1号及び第2号を除く。）、第13章及び第14章の規定を適用する。

(清算資格の取得の日)

第12条 当社は、資格取得申請者が前条第1項本文の規定による手続を履行したときは、第10条第3項の規定により当社が指定した期日に、清算資格を付与する。

2 第10条第4項の規定は、前項の規定により資格取得申請者に清算資格を付与した場合に準用する。

(DVP 参加者の業務方法書違反等に係る措置)

第30条 (略)

2 (略)

3 当社は、DVP 参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該 DVP 参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該 DVP 参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止を行うことができる。

(1) 資本金の額又は出資の総額が3億円を下回り、速やかな回復が見込めないとき。

日までに、前項の手続を履行しないときは、その資格取得申請を取り下げたものとみなす。

3 第1項に規定する資格取得申請者については、前条第2項の規定により当社が指定した期日の前日まで DVP 参加者とみなして、第17条、第18条、第21条第2項、第39条、第39条の2、第41条、第43条（第1項第1号を除く。）、第50条（第2項中の受入予定証券完了請求に係る部分を除く。）、第7章（第54条を除く。）、第8章、第11章（第72条第1項第1号及び第2号を除く。）、第13章及び第14章の規定を適用する。

(清算資格の取得の日)

第12条 当社は、資格取得申請者が前条第1項の規定による手続を履行したときは、第10条第2項の規定により当社が指定した期日に、清算資格を付与する。

2 第10条第3項の規定は、前項の規定により資格取得申請者に清算資格を付与した場合に準用する。

(DVP 参加者の業務方法書違反等に係る措置)

第30条 (略)

2 (略)

3 当社は、DVP 参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該 DVP 参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該 DVP 参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止を行うことができる。

(1) 資本金の額又は出資の総額が3億円を下回ったとき。

<p>(2) 純財産額（金融商品取引業者以外の者にあつては、純資産額）が3億円を<u>下回り、速やかな回復が見込めないとき</u>。</p> <p>(3) 金融商品取引業者について、自己資本規制比率が120パーセントを<u>下回り、速やかな回復が見込めないとき</u>（証券金融会社にあつては、これに準ずる場合に該当したとき）。</p> <p>(4) 特別金融商品取引業者について、連結自己資本規制比率が120パーセントを<u>下回り、速やかな回復が見込めないとき</u>。</p> <p>(5) 銀行等のうち、国際統一基準行、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫について、次のaからcまでのいずれかに該当することとなったとき（外国銀行にあつては、これに準ずる場合で当社が必要と認めるとき。）。</p> <p>a 単体又は連結普通株式等Tier1比率が2.25パーセントを<u>下回り、速やかな回復が見込めないとき</u>。</p> <p>b 単体又は連結Tier1比率が3パーセントを<u>下回り、速やかな回復が見込めないとき</u>。</p> <p>c 単体又は連結総自己資本比率が4パーセントを<u>下回り、速やかな回復が見込めないとき</u>。</p> <p>(6) 国際統一基準行、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫以外の銀行等について、海外営業又は事業拠点を有する場合は国際統一基準に係る単体又は連結自己資本比率が4パーセントを、海外営業又は事業拠点を有しない場合は国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が2パーセントを<u>下回り、速やかな回復が見込めないとき</u>。</p> <p>(7) 保険会社について、単体又は連結ソルベンシー・マージン比率が100パーセントを<u>下回り、速やかな回復が見込めないとき</u>。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(2) 純財産額（金融商品取引業者以外の者にあつては、純資産額）が3億円を<u>下回ったとき</u>。</p> <p>(3) 金融商品取引業者について、自己資本規制比率が120パーセントを<u>下回ったとき</u>（証券金融会社にあつては、これに準ずる場合に該当したとき）。</p> <p>(4) 特別金融商品取引業者について、連結自己資本規制比率が120パーセントを<u>下回ったとき</u>。</p> <p>(5) 銀行等のうち、国際統一基準行、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫について、次のaからcまでのいずれかに該当することとなったとき（外国銀行にあつては、これに準ずる場合で当社が必要と認めるとき。）。</p> <p>a 単体又は連結普通株式等Tier1比率が2.25パーセントを<u>下回ったとき</u>。</p> <p>b 単体又は連結Tier1比率が3パーセントを<u>下回ったとき</u>。</p> <p>c 単体又は連結総自己資本比率が4パーセントを<u>下回ったとき</u>。</p> <p>(6) 国際統一基準行、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫以外の銀行等について、海外営業又は事業拠点を有する場合は国際統一基準に係る単体又は連結自己資本比率が4パーセントを、海外営業又は事業拠点を有しない場合は国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が2パーセントを<u>下回ったとき</u>。</p> <p>(7) 保険会社について、単体又は連結ソルベンシー・マージン比率が100パーセントを<u>下回ったとき</u>。</p> <p>4・5 (略)</p>
--	--

--	--

2 附 則

この改正規定は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成25年法律第45号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以降の当社が定める日から施行する。